

新型コロナウイルス感染症の影響に対する経済支援策の全体像

1. 厳しい影響を受ける方々への経済支援策

(1) 以下の支援策について、重点的・効果的かつ迅速・的確に実施する。

① 事業主への迅速かつ円滑な支援

- ・ 地方公共団体による時短要請等に応じた飲食店（大企業を含む）に対する協力金
緊急事態措置を実施すべき区域又はまん延防止等重点措置地域：
 中小企業：売上高に応じて1日3万円～10万円（20時までの時短要請の場合）等（※1）
 大企業：売上高減少額に応じて1日最大20万円（中小企業も選択可能）
それ以外の地域：1日2万円（4月22日以降、全国の時短要請が一旦途切れるまでは、売上高に応じて1日2.5万円～7.5万円（大企業や大企業方式を適用する中小企業は最大20万円））（※2）
※1 今般（4/25～）の緊急事態宣言期間において緊急事態措置を実施すべき区域については、宣言解除まで3万円を4万円とする。
※2 ただし、1日2万円とすることも可。
（注1）協力金支給事務のさらなる迅速化に向けて、過去に協力金の支給を受けている事業者等が、地方公共団体に対して7月12日以降酒類提供を自粛する等の誓約書を提出した場合には、審査を簡略化し、要請期間中であっても、過去分の協力金と併せて、7月12日以降分の協力金（売上高方式の下限額に限る）を先渡しすることを可能とする。
（注2）緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置地域における飲食店への時短要請等により影響を受けた酒類販売事業者への支援を充実。
- ・ 緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置地域において、人流抑制の観点から、特措法第24条第9項に基づく時短要請等（※3）に応じた集客力の高い大規模施設（1000平米超）及び当該施設においてテナント契約に基づき一般消費者向け事業を営む事業所等に対して、事業規模に応じた協力金を支給。（※4）
※3 都道府県が独自に、一定の大規模集客施設に対する休業要請等を行った場合を含む。
※4 大規模施設に対して1000平米毎に20万円/日、テナント等に対して100平米毎に2万円/日を支給。加えて、協力金支給対象となるテナント等を多数擁する施設に対して、テナント等の数に応じて、テナント等向け協力金支給単価の1割相当額を支給。
- ・ イベントの開催制限により影響を受けた事業者等への支援
 - キャンセル費用の支援（上限2,500万円、固定費のうち公演等の開催関連費用も支援対象）
 - J-LODlive補助金の運用改善（つなぎ融資の創設等）【5月6日つなぎ融資申請受付開始】
- ・ 本年1月の緊急事態宣言の影響により売上が半減した中堅・中小事業者への一時支援金【申請受付終了】
（上限：個人30万円／法人60万円）
- ・ 本年4～8月の緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の影響により売上が半減した中堅・中小事業者への月次支援金（上限：個人10万円／月、法人20万円／月）【6月16日申請受付開始】
- ・ 地域観光事業支援（後述）：都道府県による前売り宿泊券等の発行、宿泊事業者による感染防止対策等への支援（支援額は都道府県が宿泊施設の規模等に応じ設定（1施設最大500万円）、総額1,000億円）

- ・ 感染防止対策を前提に事業再構築補助金や持続化補助金等の優先採択等
 - 事業再構築補助金の特別枠の創設（事業規模に配慮）【2次公募5月26日申請受付開始・7月2日申請締切（2月15日以降の支出を対象）】
 - 持続化補助金（感染防止対策への支援強化）【4月16日申請受付開始（1月8日以降に発注・契約・支出したものは遡及可能）】
- ・ 迅速な資金繰り支援（足元2週間以上の売上減少で要件を判断できるよう運用を柔軟化）【7月まで】

② 企業の資金繰り支援等

- ・日本公庫等の実質無利子・無担保融資の無利子枠の拡充【1月22日以降順次措置済み】
公庫（国民事業）等：4,000万円→6,000万円 公庫（中小事業）等、商中：2億円→3億円
※ 日本公庫等による実質無利子・無担保融資は、当面年末まで継続。
- ・日本公庫等・民間金融機関の既往債務の条件変更等の迅速かつ柔軟な対応や本業支援の要請と
フォローアップ（中堅企業向けについても要請）【1月19日に要請（中堅企業も含め、2月5日、3月8日、3月25日、4月28日、5月12日、6月10日に再度要請）、4月16日、4月28日、5月12日、6月10日に協力金等の支給までに必要な資金繰り支援について要請】
- ・日本公庫等の劣後ローンの積極的活用【1月19日に要請（2月5日、3月8日、3月25日、4月28日、5月12日、6月10日に再度要請）】
※ 7月1日より融資限度額を7.2億円から10億円に引上げ
- ・コロナの影響で経営環境が悪化した事業者に対するREVICの復興支援ファンド等の積極的活用【1月中に周知】
- ・新型コロナの影響を特に受けている飲食・宿泊等の企業向けの金融支援等の実施
 - 政投銀・商工中金による支援強化（民間協調融資原則の停止、資本金劣後ローンの金利引下げ等）
 - 民間金融機関に対して、長期の返済猶予と新規融資の積極実施の徹底等を要請 等

③ 雇用支援・職業訓練の強化

- ・雇用調整助成金の特例、休業支援金・休業給付金
 - 5～9月は緊急事態措置を実施すべき区域又はまん延防止等重点措置地域・特に業況が厳しい企業について4月までと同様の水準の支援。
 - 大企業のシフト制労働者等への休業支援金・休業給付金の適用
- ・雇用対策パッケージ（在籍出向を支援する産業雇用安定助成金の活用等）による各種支援
- ・新たな雇用・訓練パッケージ（感染症対策業務等による雇用創出、求職者支援制度の収入要件等の特例措置の導入等（9月末まで））の実行
 - さらに、デジタル分野の求職者支援訓練の定員を倍増し、訓練内容を多様化。職業訓練受講給付金の特例措置（収入要件・出席要件）の活用による受給者倍増（約2.5万人を目標）
 - 職業訓練受講給付金と住居確保給付金との併給調整をしない特例を導入（9月末まで）
 - 受講申込締切日から受講開始日までの期間の短縮（1か月→半月程度）等
 - 職業訓練等の実績を把握し、フォローアップ
- ・介護訓練修了者への返済免除付の就職支援金貸付制度
- ・一人ひとりの求職者の状況に合わせた職業相談や職業訓練の実施（オンデマンド型のオンライン訓練等）

④ 生活困窮者等への支援

- ・雇用調整助成金の特例、休業支援金・休業給付金（再掲）
- ・緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付
 - 返済開始時期の令和4年3月末までの延長【1月8日公表】
 - 緊急小口資金や総合支援資金（初回、再貸付）の特例貸付を8月末まで継続
 - 償還免除要件の明確化【緊急小口資金は住民税非課税世帯、総合支援資金は資金種類毎に住民税非課税世帯を一括償還免除】
 - 女性・非正規・ひとり親向け要件を明確化（シフト減による収入の減少や養育費が減少した場合も対象）
- ・特例貸付が限度額に達した等の一定の生活困窮世帯に対する「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」の支給
- ・職業訓練受講給付金と住居確保給付金との併給調整をしない特例を導入するとともに住居確保給付金の支給が一旦終了した者への再支給を継続（9月末まで）
- ・ひとり親世帯等への支援（上記を除く）
 - 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給
 - 高等職業訓練促進給付金に係る訓練受講期間の柔軟化とデジタル分野を含む対象資格の拡大
 - 償還免除付のひとり親家庭住宅支援資金貸付
- ・自立相談支援機関によるきめ細かな生活支援相談の強化
- ・生活保護の扶養照会など弾力的な運用の周知・徹底【2月26日、3月30日に通知発出】
- ・公共料金の支払猶予等の利用についての周知・徹底【1月中に通知発出等】
- ・大学生等に向けた授業料等減免・給付型奨学金、緊急特別無利子貸与型奨学金等の各種支援策の周知・徹底
【1月29日、3月5日に通知等発出。3月26日に学生が活用可能な支援策や、相談窓口によるきめ細かな支援を大学等に要請する旨の通知発出。
5月14日に追加の支援策の周知、5月25日に情報発信や相談対応について改めて要請。】
- ・生活が困窮する在留外国人の支援、情報発信・相談体制の強化

⑤ 孤独・孤立、自殺対策等

- ・都道府県等の自殺防止対策（相談・情報発信）の強化
- ・地域包括支援センター等による一人暮らし高齢者への見守りの強化【1月29日に取組例の通知発出】
- ・NPO等を通じた孤独・孤立、自殺対策等（きめ細かな生活支援等や自殺防止対策、フードバンク支援、子供の居場所づくり、不安を抱える女性に寄り添った相談支援、住まいに係る支援等）

(2) 都道府県による事業者支援の取組を後押しするため、地方創生臨時交付金に特別枠「事業者支援分」を創設（5,000億円）【4月30日に、各都道府県に対し、先行交付分（3,000億円）の交付限度額を通知。また、飲食店の休業要請の影響を受ける酒類の販売業者等や、人流抑制の影響を受ける交通事業者等に対する、国の施策を補完する都道府県独自の支援への積極的な取り組みの検討を要請】

(3) 予期せぬ不足を生じた場合には、コロナ予備費（残額約4兆円）により機動的に対応。

2. 総合経済対策の迅速かつ適切な執行（事業規模74兆円）

（1）令和2年度第3次補正予算を含む総合経済対策（雇用下支え・創出効果60万人程度）を迅速かつ適切に執行。特に、公共事業については、自粛要請等の影響で事業が停滞する懸念もあり、感染症対策に万全を期すことを前提に、事業の円滑な執行を行う。地方独自の取組についても臨時交付金（地単分1兆円）を通じて後押し。

① 企業の事業再構築・資金繰り支援

- ・ 事業再構築補助金（1.1兆円）【2次公募5月26日申請受付開始・7月2日申請締切（2月15日以降の支出を対象）】
- ・ 持続化補助金・ものづくり補助金・IT導入補助金（2,300億円）【持続化補助金：4月16日申請受付開始（1月8日以降に発注・契約・支出したものは遡及可能）、ものづくり補助金：2月9日申請受付開始、IT導入補助金：4月7日申請受付開始（1月8日以降に契約したものは遡及可能）】
- ・ サプライチェーン補助金（2,100億円）【3月12日公募開始・5月7日公募締切】
- ・ 日本公庫等の実質無利子・無担保融資等（融資規模110兆円）【1月19日に通知発出】

② 公共事業の円滑な執行（国土強靱化1.7兆円、災害復旧等0.6兆円）【1月28日通知発出】

- ・ 感染症対策を講じた場合に関係費を上乗せする、柔軟な契約変更の徹底

③ 協力要請の影響を受けた業種への重点的・効率的な支援

- 緊急事態宣言の解除後、感染状況を確認しながら、消費需要喚起策
 - ・ GOTOトラベル（残予算含め、1兆円の支援に対応）
 - ・ GOTOイート（残予算含め、500億円を追加配分）
 - ・ GOTOイベント等（残予算含め、1,700億円程度）
- 宿泊施設、飲食店、土産物店等の再生に向けた改修・廃屋撤去や経営革新支援（550億円）
- 地域公共交通の既存路線維持等のための重点的支援（150億円、観光との連携を含め計305億円）
- ※ 地域観光事業支援（3,300億円）

都道府県が行う県内旅行の割引事業（1人1泊5,000円を上限に割引支援。旅行中に飲食・土産物等に使えるクーポン等で地域の幅広い産業を支援する場合、1人1泊2,000円を上限に追加支援（前売り宿泊券等の発行を含む）（2,300億円）【4月1日以降順次実施】及び宿泊事業者による感染防止対策等への支援（1,000億円）【5月14日以降順次実施】

④ 雇用対策【在籍出向を支援する産業雇用安定助成金について1月1日から適用】

- 雇用対策パッケージ（産業雇用安定助成金の活用、業種・職種を越えた再就職支援等）による各種支援（再掲）

⑤ 生活困窮者対策・自殺対策等【2月1日に要綱発出】

- 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金による支援強化（140億円）

（2）引き続き、企業の資金繰り等にも十分留意して対応。